

**消費者に代わり事業者の登録・申請が必要！  
子育てエコホーム支援事業のご紹介**

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

- 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ） ..... 1
- 2. 制度の概要 ..... 2
- 3. 補助内容 ..... 3
- 4. 事業者登録～申請～受給までのステップとポイント . 5
- 5. 最後に ..... 7

## 消費者に代わり事業者の登録・申請が必要！ 子育てエコホーム支援事業のご紹介

### ■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

## 補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

## ■ 2. 制度の概要

「こどもエコすまい支援事業」とは、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援する事業です。

管轄は国土交通省で、子育て世帯・若者夫婦世帯などによる省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることが目的とされています。

本事業は、子育て世帯（※1）・若者夫婦世帯（※2）など一般消費者への補助金制度です。ただし、交付申請や補助金の受け取り、一般消費者への還元は、事業者が行う必要があります。

※1 申請時点において、2005年4月2日以降に出生した子を有する世帯

※2 申請時点において夫婦であり、いずれかが1983年4月2日以降に生まれた世帯  
本レポートでは、事業者向けに子育てエコホーム支援事業について紹介します。

各事業の内容、補助対象者、申請者は、次のとおりです。

補助対象事業	内容	補助対象者 (共同事業者)	申請者 (補助事業者)
注文住宅の新築	住宅取得者となる子育て世帯または若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に新たに発注（工事請負契約）する住宅の建築	建築主	建築事業者 (工事請負業者) ※1
新築分譲住宅の購入	住宅取得者となる子育て世帯または若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に購入（売買契約）する新築住宅の購入	購入者	販売事業者 (販売代理を含む)
リフォーム	住宅取得者等※2が工事施工業者に工事を発注（工事請負契約）して実施するリフォーム工事	工事発注者	工事施工業者 (工事請負業者) ※1

※1 対象工事を複数の事業者が発注（分離発注）する事業は、1事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請できます。共同事業者および他の工事請負業者は手続きに協力する必要があります。

※2 住宅取得者等とは、リフォーム住宅の所有者（法人を含む）、居住者または管理組

合・管理組合法人

一般消費者への還元は、次のいずれかの方法で行います。

- ・補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当
- ・現金で支払う

### ■ 3. 補助内容

#### (1) 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入

対象となる新築住宅は次の2つです。

##### ◆長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市町村等）にて認定を受けたもの

※2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請をしたものまたは登録住宅性能評価機関に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの（変更認定は除く）

##### ◆ZEH住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの

※ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅

#### <補助額>

住宅の性能	1戸あたりの補助額	特定の立地※1における1戸あたりの補助額
長期優良住宅	100万円	50万円
ZEH住宅	80万円	40万円

※1：特定の立地とは、以下の①かつ②に該当する区域をいいます。

①市街化調整区域

②土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう）

#### <補助対象期間>

令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するもの

#### (2) リフォーム

リフォームでは、次の①から③の工事が必須です。④から⑧の工事等については任意で、①から③のいずれかと同時に行う場合のみ補助対象となります。

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 必須 | { | ① 開口部の断熱改修<br>② 外壁、屋根・天井または床の断熱改修<br>③ エコ住宅設備の設置   |
| 任意 | { | ④ 子育て対応改修<br>⑤ 防災性向上改修<br>⑥ バリアフリー改修<br>⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置<br>⑧ リフォーム瑕疵（かし）保険等への加入（1 契約 7,000 円） |

工事内容ごとに補助額が設定されており、上記①から⑧の合計がリフォームの補助額となります。補助額の合計が5万円未満の工事は、一定の要件に当てはまる場合を除き、補助対象外です。

工事内容ごとの補助額について、詳しくは子育てエコホーム支援事業 Web サイト等でご確認ください。

➤子育てエコホーム支援事業 | リフォーム

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/reform/>

なお、補助額には上限があります。

<補助上限額>

世帯の属性	既存住宅購入・長期優良住宅の有無	1戸あたりの上限額
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2し、リフォームを行う場合※3	60万円
	長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合※4	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	30万円
その他の世帯 ※5	長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合	30万円
	上記以外のリフォームを行う場合	20万円

※1：売買契約額が100万円（税込）以上であること

※2：令和5年11月2日（令和5年度経済対策閣議決定日）以降に売買契約を締結したものに限る

※3：自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結する場合に限る

※4：自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る

※5：法人、管理組合を含む

リフォームにおいては事務局に登録されている建材・設備を使用した工事のみが対象となります。

建材・設備を登録したい事業者は、リフォーム対象製品の登録募集のページから「登録・運用マニュアル」を確認のうえ、型番登録スケジュールに合わせて登録してください。登録期間は令和6年2月1日から遅くとも令和6年11月30日の予定です。

➤リフォーム対象製品の登録ページ

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/download/>

#### <補助対象期間>

令和5年11月2日以降に工事に着手し、令和6年12月31日までに工事が完了する住宅

## ■ 4. 事業者登録～申請～受給までのステップとポイント

### STEP① 事業者登録・ 工事着手

申請前にWEBシステム「住宅省エネポータル」で事業者情報を登録します。工事請負契約・売買契約をし、工事に着手します。

ここがポイント！

事業者登録する時点で住宅(物件)の特定は必要ありません。

### STEP② 交付申請の 予約

工事着手後に補助金の交付申請の予約が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。

ここがポイント！

予約後3ヶ月以内(リフォーム一括申請は9ヶ月以内)または令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請しなければ、予約は取り消されます。

### STEP③ 工事完了

リフォームの場合は、すべての工事を完了・引き渡しをします。新築住宅、新築分譲住宅の購入の場合は、一定以上の出来高まで工事を完了させます。

ここがポイント！

新築住宅の一定以上の出来高とは、基礎工事の完了(杭基礎の場合は杭工事の完了)、または全住戸分の補助額を超える工事出来高の達成をいいます。

### STEP④ 交付申請

必要書類のスキャンデータを「住宅省エネポータル」にアップロードして提出します。不備等がなければ、交付決定となります。

ここがポイント！

新築住宅の場合は、定められた期限までに住宅の引渡しと入居を行い、完了報告をします。

### STEP④ 補助金の交付・ 還元

申請の内容に問題がなければ補助金が交付されます。交付された補助金を共同事業者(建築主・購入者・工事発注者)へ還元します。

ここがポイント！

確定した補助金額と振込予定日は、エコホーム支援事業者および共同事業者(建築主・購入者・工事発注者)に通知されます。

## <事業者登録手続きの詳細>

事業者登録は、令和6年1月17日から遅くとも令和6年12月31日までの期間、受付しています。

事業者登録するには、まず「統括アカウント」を取得し、「住宅省エネ支援事業者」に登録します。続いて「担当者アカウント」を発行します。

### 【アカウントの種類について】

「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類があり、目的と利用イメージは次のようになっています。

#### ◆統括アカウント（1事業者1アカウントのみ）

住宅省エネ2024キャンペーンの参加登録（事業者登録）を行い、各営業担当者（担当者アカウント）が行う交付申請や補助金の受領を管理するアカウント

#### ◆担当者アカウント（アカウント数に制限なし）

消費者と契約し、交付申請を行うためのアカウント

「統括アカウント」の取得と事業者登録は、次の流れで行います。

1. 【統括アカウント】住宅省エネ支援事業者登録用 アカウント発行依頼サイトにアクセス  
<https://portal.jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/entry>
2. 統括アカウントを発行
3. 統括アカウントが発行されたらログインして事業者登録
4. 事業者登録が承認されたら公表情報の登録
5. 補助金の交付先となる口座情報の登録

以上が完了したら「担当者アカウント」を発行し、利用者情報を登録して統括アカウントと連携します。

➤ 【担当者アカウント】交付申請用 アカウント発行依頼

<https://staff.jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/entry>

連携が完了したら、担当者アカウントで交付申請（予約含む）、完了報告、手続きの進捗状況の確認等ができるようになります。

登録の手順等は今後変更になることがあります。  
最新の情報は「住宅省エネ2024キャンペーン」Webサイトで  
ご確認ください。

### <交付申請期限>

- ・ 交付申請の予約：令和6年3月中下旬から予算上限に達するまで  
(遅くとも令和6年11月30日までの予定)
- ・ 交付申請期限：令和6年3月中下旬から予算上限に達するまで  
(遅くとも令和6年12月31日までの予定)

申請予約及び交付申請の入力情報に基づき、事務局が補助金額を把握・管理します。予算上限に達すると、予約申請・交付申請の受付は終了となります。

## ■ 5. 最後に

昨年実施された本事業と同様の補助金制度「こどもエコすまい支援事業」では、2023年9月28日に予算上限(100%)に到達していますので、本事業も申請期限前に終了する可能性があります。交付申請の予約および交付申請は、早めに行うようにしましょう。

本事業の補助金は消費者へ全額還元しなければなりません。交付申請の手続きに関して手数料を設定し、消費者へ請求することについては問題ないとされています。手数料を設定する場合は、消費者に対して金額や内容について事前によく説明し、契約書等に記載するなどして合意を得ることが大切です。

### <参考>

▼子育てエコホーム支援事業について | 国土交通省

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000243.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html)

▼子育てエコホーム支援事業

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/>

### <当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。(掲載内容は2024年3月25日時点の自治体 Web サイトを参考にしています)

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。